

旅客施設等のバリアフリー化の現状について

令和7年7月

国土交通省北陸信越運輸局
交通政策部共生社会推進課

国土交通省北陸地方整備局
企画部広域計画課

(赤字：現行目標から変更した箇所（削除箇所は二重取消線）)

2030（令和12）年度末までの目標			2023年度末 現状値	2025年度末 数値目標	2030年度末 数値目標	数値目標以外の目標
鉄軌道	3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の鉄軌道駅におけるバリアフリー化率	段差の解消※1	約94%	原則 100%	原則 100%	- 地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限り可能な限りの整備を行う - その他、基本構想の作成状況や地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化 - 高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅に うもは、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況及び駅の構造等の制 約条件等を踏まえ、地域の支援の下、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める
		転落防止設備	約84%	原則 100%	原則 100%	
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約45%	原則 100%	原則 100%	
		案内設備※3	約77%	原則 100%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	約92%	原則 100%	原則 100%	
		障害者対応型券売機	(約91%)	-	原則 100%	
		拡幅改札口	(約97%)	-	原則 100%	
	ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数 ※カッコ内は、10万人以上/日の駅の番線数（内数表記）		2,647番線 (559番線)	3,000番線 (800番線)	4,000番線 (900番線)	- 駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める。 - 新幹線車両及び特急車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める
	プラットフォームと車両の段差・隙間を縮小している番線数		(※5)	-	4,000番線	
	鉄軌道車両におけるバリアフリー化率		約60%※6※7	約70%※7	約80%※8	
バス	3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日のバスターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消※1	約93% (約88%) (注)	原則 100%	原則 100%	その他、基本構想の作成状況や地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化 (注)現状値のカッコ内は、2,000人以上/日のバスターミナルにおけるバリアフリー化率の参考値
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約86% (約73%) (注)	原則 100%	原則 100%	
		案内設備※3	約79% (約69%) (注)	原則 100%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	約72% (約69%) (注)	原則 100%	原則 100%	
	乗合バス車両におけるバリアフリー化率	ノンステップバス	約71%※6	約80%	約90%	高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
		リフト付きバス（適用除外車両）	約 9%※6	約25%	約25%	
		空港アクセスバス※9	約41%※6	約50%	約60%	
	貸切バス車両におけるバリアフリー化率		1,229台	約2,100台	約2,100台	

(赤字：現行目標から変更した箇所（削除箇所は二重取消線））

2030（令和12）年度末までの目標			2023年度末 現状値	2025年度末 数値目標	2030年度末 数値目標	数値目標以外の目標
タクシー	福祉タクシー車両における バリアフリー化率	ユニバーサルデザインタクシーの割合	52,553台※6	約90,000台	約90,000台	(注)各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする
		(注)	約9%※6※10	100%	100%	
旅客船	2,000人以上/日の旅客 船ターミナルにおけるバリア フリー化率	段差の解消※1	約94%	原則 100%	原則 100%	- 離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 - その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約82%	原則 100%	原則 100%	
		案内設備※3	約65%	原則 100%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	約94%	原則 100%	原則 100%	
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)におけるバリアフリー化率		約58%※6	約60%	約70%	2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 - その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空	2,000人以上/日の航空 旅客ターミナルにおけるバ リアフリー化率	段差の解消※1	100%	原則 100%	原則 100%	その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約98%	原則 100%	原則 100%	
		案内設備※3	約95%	原則 100%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	100%	原則 100%	原則 100%	
	航空機におけるバリアフリー化率		100%※6	原則 100%	原則 100%	更なる改善を実現するため、当事者や事業者等と連携しながら、航空機のバリアフリー化に向けた機運醸成を図る。
道路	重点整備区域内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化率		約71%	約70%	約77%	
都市公園	規模の大きい概ね2ha以上の都市公園におけるバリアフリー化率	園路及び広場	約64%	約70%	約70%	その他、基本構想の作成状況や地域の実情にかんがみ、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		駐車場	約56%	約60%	約60%	
		便所	約64%	約70%	約70%	
路外駐車場	特定路外駐車場におけるバリアフリー化率		約75% (約29%) (注)	約75%	約35% (注)	(注)令和7年6月施行の新たな基準への適合状況を踏まえて目標を設定 現状値のカッコ内は、令和7年6月施行の新たな基準を踏まえた参考値

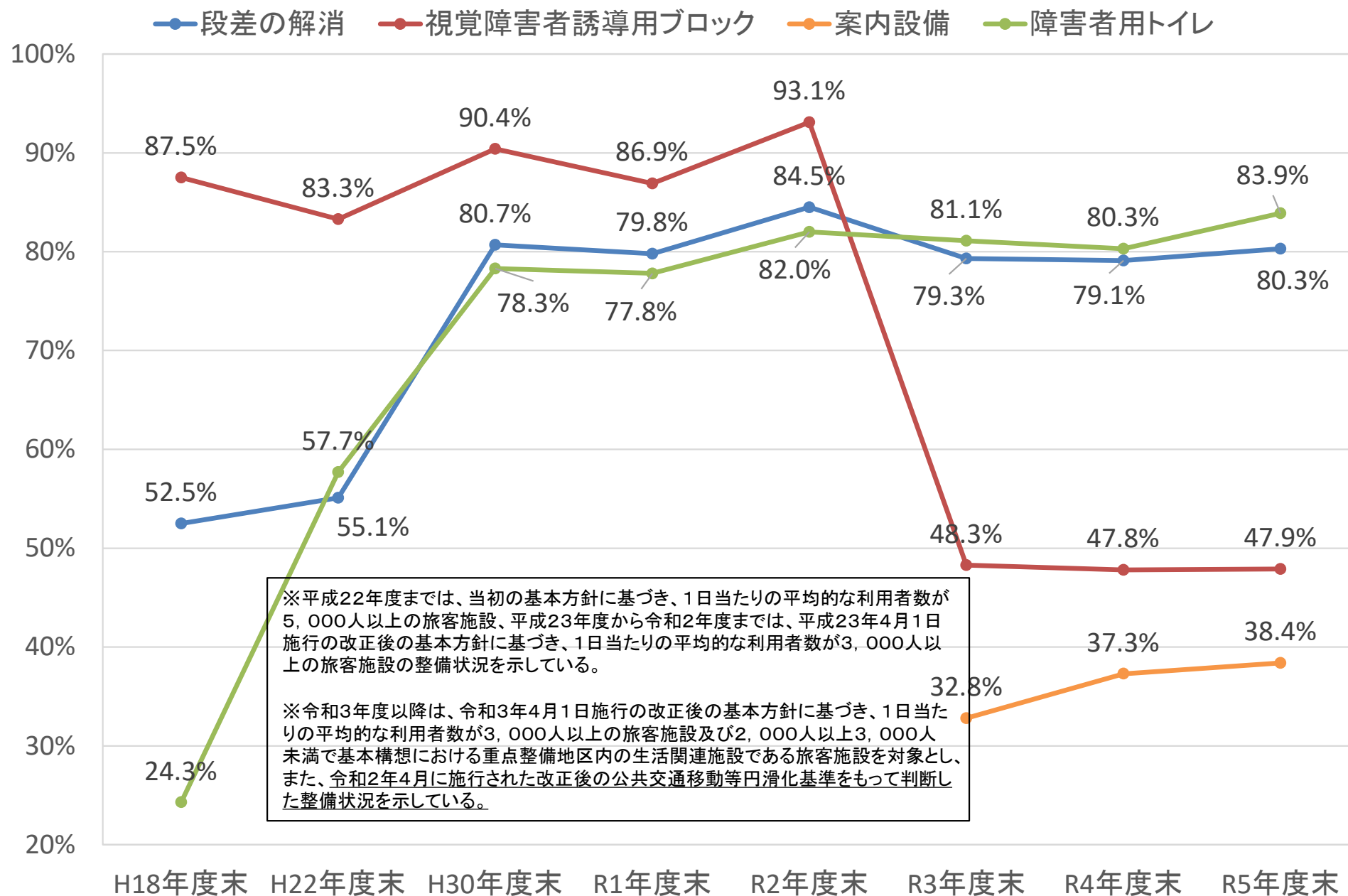
(赤字：現行目標から変更した箇所（削除箇所は二重取消線）)

2030（令和12）年度末までの目標		2023年度末 現状値	2025年度末 数値目標	2030年度末 数値目標	数値目標以外の目標
建築物	床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物におけるバリアフリー化率	約64%	約67%	約70%	・床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ・公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する
	当該年度に着工した2,000㎡以上の国等の公共特別特定建築物の建築工事のうち、着工前の段階（基本構想～実施設計）で当事者参画を実施した工事の割合	-	-	原則 100%	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化率	約99%	原則 100%	原則 100%	・その他、基本構想等の作成状況や地域の実情に鑑み、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率	約66%	原則 100%	原則 100%	
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成	50自治体 ※12	約350自治体 (注)	約350自治体 (注)	(注)全市町村（約1,740）の2割程度に相当
	移動等円滑化基本構想の作成	334自治体 ※12	約450自治体 (注)	約450自治体 (注)	(注)2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村（約730：平成29年度時点）の6割に相当
	基本構想等を作成した自治体のうち、当事者の参画の下、継続的にスパイラルアップに取り組んでいる自治体の割合 ※11	(約30%) ※12	-	約60%	
心のバリアフリー	「心のバリアフリー」の用語の認知度 「障害の社会モデル」の理解度※13	約22% -	約50% -	約60%	・移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境整備を推進する
	高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合 障害のある人へ支援をしようとする人の割合※13	約81% -	原則 100% -	原則 100%	
	多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合※13	-	-	原則100%	

- ※1 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第4条（移動経路の幅、傾斜路、エレベーター、エスカレーター等）及び鉄軌道駅に限っては公共交通移動等円滑化基準第18条の2への適合をもって算定。
 ※2 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条への適合をもって算定。
 ※3 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第10条～12条への適合をもって算定。
 ※4 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第13条～15条への適合をもって算定。また、トイレを設置している施設における割合。
 ※5 国土交通省集計値 2,169番線
 ※6 各車両等に関する公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。
 ※7 2020年4月に施行されたバリアフリー基準（鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2カ所以上とすること等を義務付け）への適合状況。

- ※8 2023年4月に施行された新たなバリアフリー基準（新幹線及び特急車両における車椅子用スペース設置等を義務付け）への適合状況。
 ※9 1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設（指定空港（27空港））へのバス路線運行系統の総数における、バリアフリー化した車両を含む運行系統数の割合。
 ※10 タクシーの総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入率が約25%以上である都道府県の割合。
 ※11 協議会等を活用して基本構想等の事後評価を実施している自治体及び基本構想等の見直し等を実施している自治体（直近で5年以上基本構想等の事後評価や見直し等を実施していない自治体を除く。）
 ※12 2024年度末の実績値
 ※13 インターネットモニターアンケート「公共交通機関を利用する際の配慮について」による。

鉄軌道駅のバリアフリー化の推移(管内)



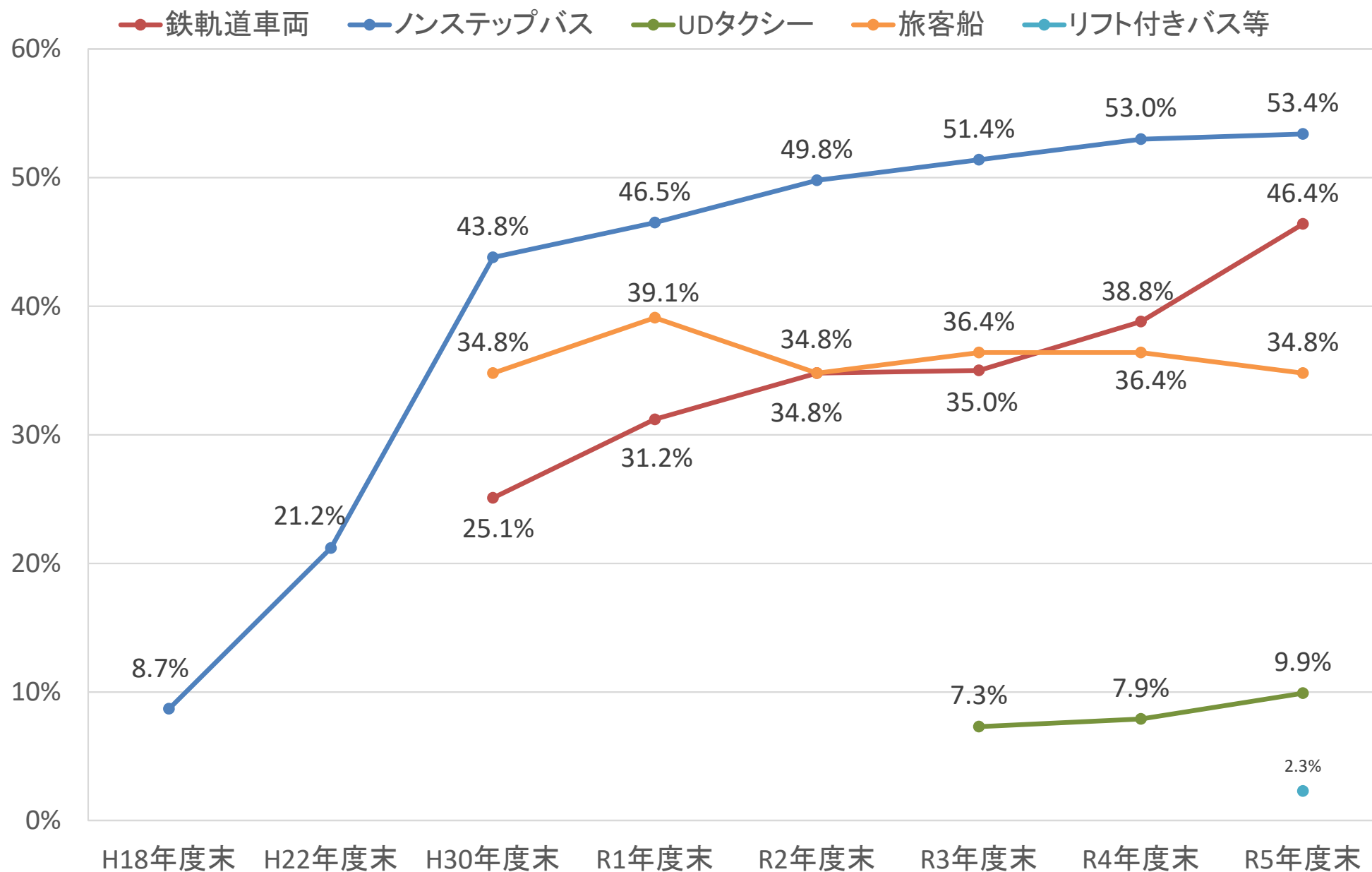
鉄軌道駅のバリアフリー状況について

(令和5年度末時点)

(目標値: 100%/R7年度末)	新潟県	長野県	富山県	石川県	計	全国
鉄軌道駅数※	29	22	11	11	73	3,546
(うちトイレ設置駅数)	28	19	9	7	63	3,303
段差の解消(駅数)	22	18	10	9	59	3,331
割合	75.9%	81.8%	90.9%	81.8%	80.8%	93.9%
視覚障害者 誘導用ブロック(駅数)	11	4	10	10	35	1,607
割合	37.9%	18.2%	90.9%	90.9%	47.9%	45.3%
案内設備(駅数)	9	4	8	7	28	2,735
割合	31.0%	18.2%	72.7%	63.6%	38.4%	77.1%
障害者トイレの設置(駅数)	26	13	6	7	52	3,052
うちトイレ設置駅数 に対する割合	92.9%	72.2%	66.7%	100.0%	82.5%	92.4%

※鉄軌道駅数は1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である旅客施設を示している。

車両等のバリアフリー化の推移(管内)



(令和5年度末時点)

(目標値: 70%/ R7年度末)	新潟県	長野県	富山県	石川県	計	全国
総数	45	132	268	81	526	51,868
基準適合車両	22	66	89	67	244	31,047
割合	48.9%	50.0%	33.2%	82.7%	46.4%	59.9%

(令和5年度末時点)

(目標値: 約80% (乗合)/R7年度末)	新潟県	長野県	富山県	石川県	計	全国
総数	888	575	195	453	2,111	44,336
基準適合車両	448	217	162	301	1,128	31,269
割合	50.5%	37.7%	83.1%	66.4%	53.4%	70.5%

(令和5年度末時点)

(目標値:福祉タクシー 約90,000台・UDタク シー約25%/令和7年 度末	新潟県	長野県	富山県	石川県	計	全国
総数	2,379	2,216	688	1,635	6,918	168,836
基準適合車両	608	398	262	310	1,578	52,553
(うちUDタクシー)	231	157	132	166	686	39,708
総数に対するUDタク シーの割合	9.7%	7.1%	19.2%	10.2%	9.9%	23.5%

(令和5年度末時点)

(目標値: 約60%/ R7年度末)	新潟県	長野県	富山県	石川県	計	全国
総数	13	1	8	1	23	657
基準適合船舶	4	0	3	1	8	380
割合	30.8%	0.0%	37.5%	100.0%	34.8%	57.8%

(令和5年度末時点)

(目標値:100%/R7年度末)	新潟県	長野県	富山県	石川県	計	全国
バスターミナル数※	1	1	－	－	2	43
(うちトイレ設置施設数)	1	1	－	－	2	36
段差の解消(施設数)	1	1	－	－	2	40
割合	100.0%	100.0%	－	－	100.0%	93.0%
視覚障害者 誘導用ブロック(施設数)	1	1	－	－	2	37
割合	100.0%	100.0%	－	－	100.0%	86.0%
案内設備(施設数)	0	0	－	－	0	34
割合	0.0%	0.0%	－	－	0.0%	79.1%
障害者トイレの設置(施設数)	1	1	－	－	2	26
うちトイレ設置施設数 に対する割合	100.0%	100.0%	－	－	100.0%	72.2%

※バスターミナル数は1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である旅客施設を示している。

旅客船ターミナルのバリアフリー状況について

(令和5年度末時点)

(目標値:100%/R7年度末)	新潟県	長野県	富山県	石川県	計	全国
旅客船ターミナル数※	2	－	－	－	2	17
(うちトイレ設置施設数)	2	－	－	－	2	17
段差の解消(施設数)	2	－	－	－	2	16
割合	100.0%	－	－	－	100.0%	94.1%
視覚障害者 誘導用ブロック(施設数)	2	－	－	－	2	14
割合	100.0%	－	－	－	100.0%	82.4%
案内設備(施設数)	0	－	－	－	0	11
割合	0.0%	－	－	－	0.0%	64.7%
障害者トイレの設置(施設数)	2	－	－	－	2	16
うちトイレ設置施設数 に対する割合	100.0%	－	－	－	100.0%	94.1%

※旅客船ターミナル数は1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上の旅客施設を示している。

航空旅客ターミナルのバリアフリー状況について

(令和5年度末時点)

(目標値:100%/R7年度末)	新潟県	長野県	富山県	石川県	計	全国
航空旅客ターミナル数※	1	－	－	1	2	43
(うちトイレ設置施設数)	1	－	－	1	2	43
段差の解消(施設数)	1	－	－	1	2	43
割合	100.0%	－	－	100.0%	100.0%	100.0%
視覚障害者 誘導用ブロック(施設数)	1	－	－	1	2	42
割合	100.0%	－	－	100.0%	100.0%	97.7%
案内設備(施設数)	0	－	－	1	1	41
割合	0.0%	－	－	100.0%	50.0%	95.3%
障害者トイレの設置(施設数)	1	－	－	1	2	43
うちトイレ設置施設数 に対する割合	100.0%	－	－	100.0%	100.0%	100.0%

※航空旅客ターミナル数は1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上の旅客施設を示している。

(令和5年度末時点)

園路及び広場(※) (目標値:約70%)	新潟県	富山県	石川県	計	全国
総数	205	125	117	447	9,542
基準適合の数	102	90	78	270	6,121
割合	49.8%	72.0%	66.7%	60.4%	64.1%
駐車場 (目標値:約60%)	新潟県	富山県	石川県	計	全国
総数	162	98	96	356	6,070
基準適合の数	84	47	52	183	3,406
割合	51.9%	48.0%	54.2%	51.4%	56.1%
便所 (目標値:約70%)	新潟県	富山県	石川県	計	全国
総数	190	117	111	418	9,094
基準適合の数	128	78	69	275	5,818
割合	67.4%	66.7%	62.2%	65.8%	64.0%

※都市公園は規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を示している。
北陸地方整備局の管轄区域で集計のため、長野県は含めていない。

(令和5年度末時点)

(目標値: 75%)	新潟県	富山県	石川県	計	全国
総数(箇所)	50	22	24	96	2,929
基準適合の数(箇所)	39	17	13	69	2,209
割合	78.0%	77.3%	54.2%	71.9%	75.4%

※北陸地方整備局の管轄区域で集計のため、長野県を除く。

地域別 基本構想の作成状況 (令和5年度末時点)

※ブロック内訳は、運輸局と同じ  国土交通省

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部
目標値	19	61	119	34	103
作成数	17	14	98	18	44
作成率	9.5 %	6.2 %	28.5 %	12.8 %	24.9 %
	17 / 179	14 / 227	98 / 343	18 / 141	44 / 177
うち市・区の作成率	42.9 %	16.8 %	43.0 %	28.3 %	39.0 %
	15 / 35	13 / 77	93 / 216	17 / 60	41 / 105

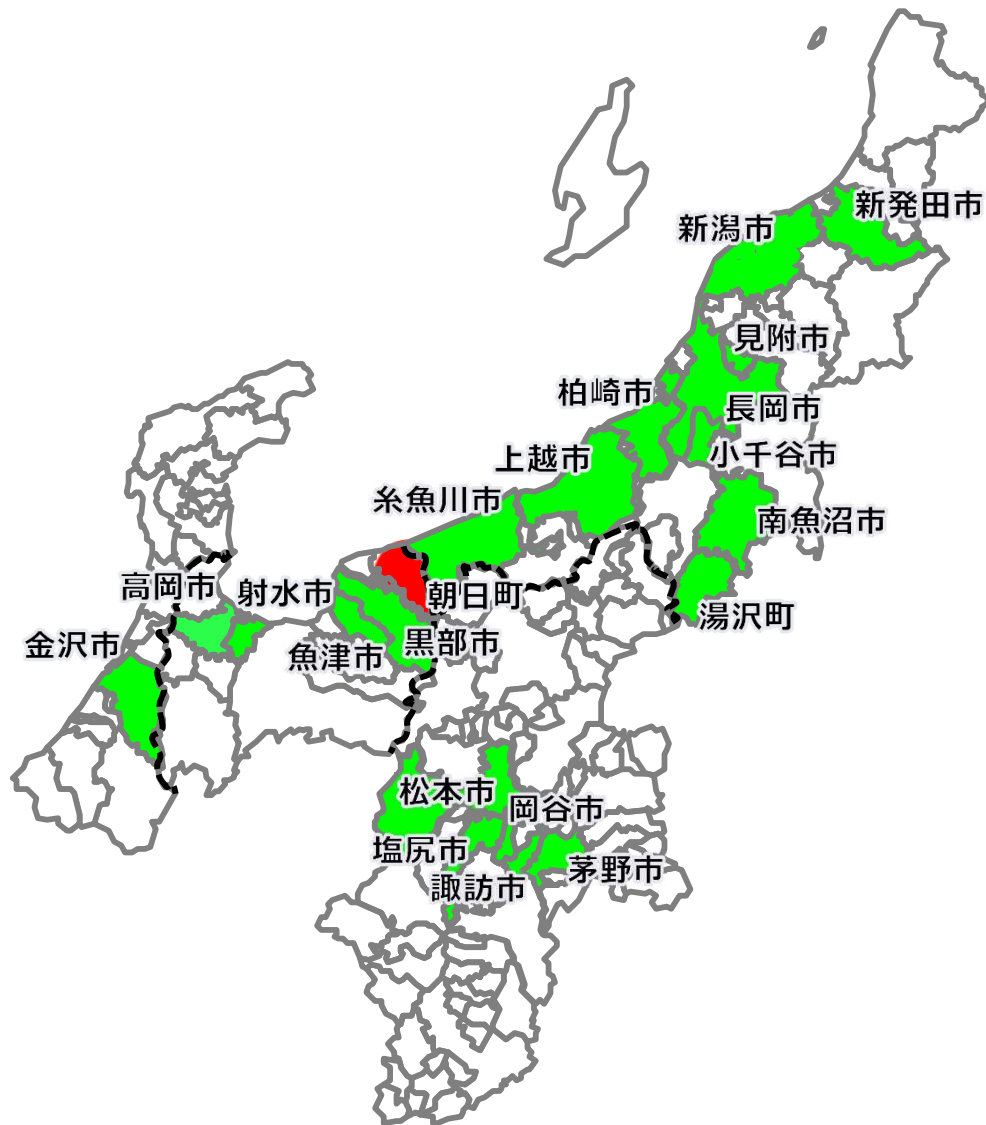
	近畿	中国	四国	九州	沖縄
目標値	109	27	11	32	12
作成数	83	24	6	19	2
作成率	41.9 %	22.4 %	6.3 %	8.2 %	4.9 %
	83 / 198	24 / 107	6 / 95	19 / 233	2 / 41
うち市・区の作成率	64.8 %	38.9 %	15.8 %	15.7 %	18.2 %
	72 / 111	21 / 54	6 / 38	17 / 108	2 / 11

	作成数	作成率	うち市・区の作成率
全国	325	18.7 %	36.4 %
		325 / 1741	297 / 815

赤塗り箇所：
全国平均以上

青塗り箇所：
全国平均以下 16

北陸信越地域の「基本構想」作成状況（R6年3月末現在）



新潟県 10市町

市町村名	重点整備地区
新潟市	亀田駅周辺地区 新潟万代、万代島、 白山、寺尾、内野地区 ※既存計画の見直し作成中
長岡市	長岡駅周辺地区
糸魚川市	糸魚川駅周辺地区
柏崎市	柏崎駅周辺地区
上越市	高田駅周辺地区
湯沢町	越後湯沢駅周辺地区
南魚沼市	浦佐駅周辺地区
見附市	見附駅東側周辺地区
新発田市	本庁地区
小千谷市	東小千谷地区

石川県 1市

市町村名	重点整備地区
金沢市	金沢駅周辺地区 西金沢駅周辺地区

長野県 5市

市町村名	重点整備地区
諏訪市	上諏訪駅周辺地区
塩尻市	塩尻駅周辺地区 広丘駅周辺地区
松本市	松本駅周辺地区
岡谷市	岡谷駅周辺地区
茅野市	茅野駅周辺地区

富山県 4市

市町村名	重点整備地区
射水市	小杉駅周辺地区 越中大門駅周辺地区
魚津市	魚津駅周辺地区
高岡市	福岡駅前地区
朝日町	策定予定（R7年度）
黒部市	黒部駅周辺地区
入善町	策定予定（R7年度）

作成済み
作成予定

地域別 移動等円滑化促進方針マスタープランの作成状況（令和5年度末時点）

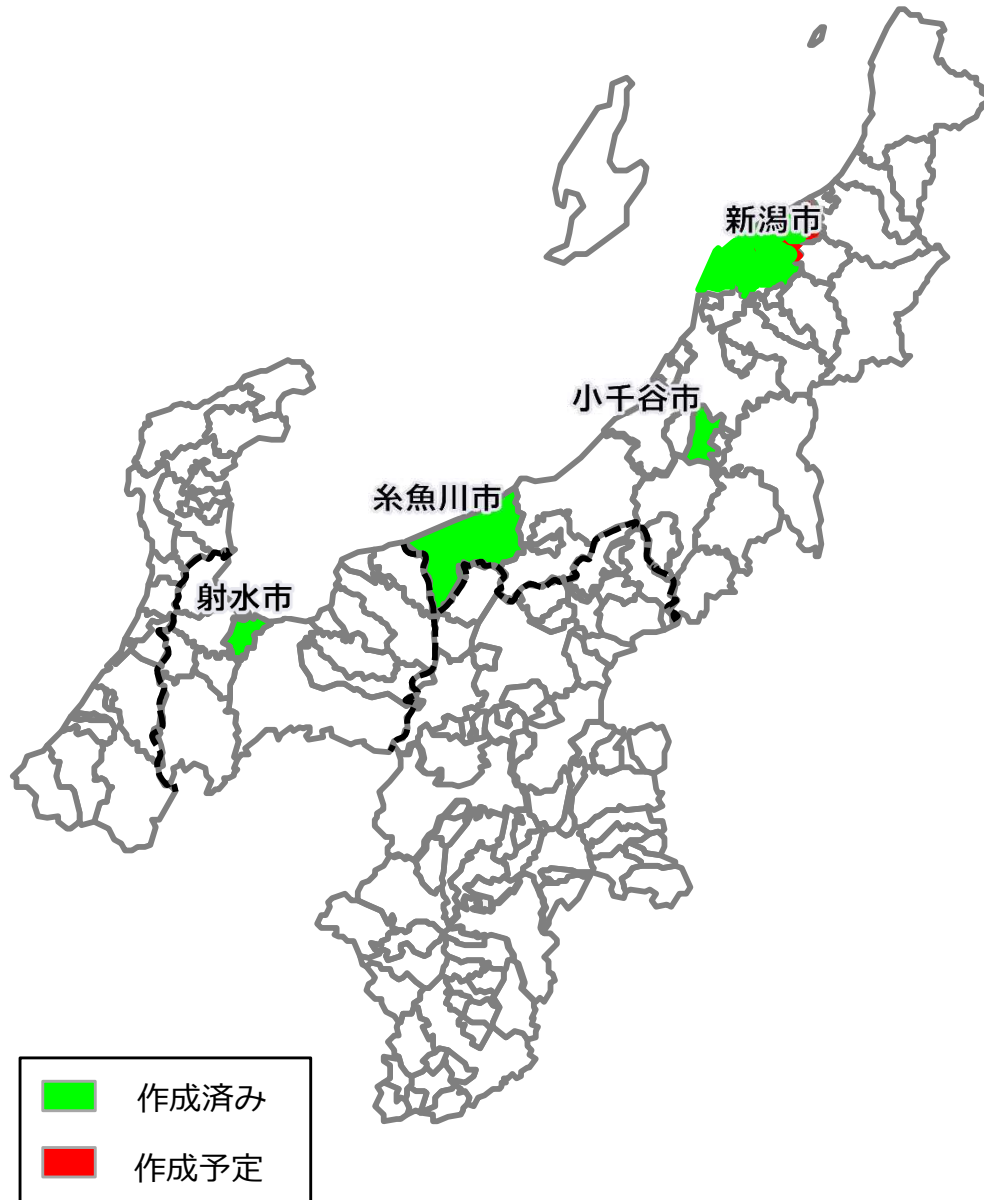
国土交通省

※ブロック内訳は、運輸局と同じ

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部
目標値	36	47	69	23	36
作成数	1	7	14	3	2
作成率	0.6 %	3.1 %	4.0 %	2.1 %	1.1 %
	1 / 179	7 / 227	14 / 343	3 / 141	2 / 177
うち市・区の作成率	0.0 %	9.1 %	6.4 %	5.0 %	1.9 %
	0 / 35	7 / 77	14 / 216	3 / 60	2 / 105

	近畿	中国	四国	九州	沖縄
目標値	48	22	19	42	8
作成数	7	4	0	6	0
作成率	3.5 %	3.7 %	0.0 %	2.5 %	0.0 %
	7 / 198	4 / 107	0 / 95	6 / 233	0 / 41
うち市・区の作成率	5.4 %	7.4 %	0.0 %	5.5 %	0.0 %
	6 / 111	4 / 54	0 / 38	6 / 108	0 / 11

	作成数	作成率	うち市・区の作成率	赤塗り箇所： 全国平均以上 青塗り箇所： 全国平均以下 18
全国	44	2.5 % 44 / 1741	5.1 % 42 / 815	



新潟県

市町村名	移動等円滑化促進地区
糸魚川市	糸魚川駅周辺地区 他
新潟市	新潟万代地区 他
小千谷市	東小千谷地区 西小千谷地区

富山県

市町村名	移動等円滑化促進地区
射水市	小杉地区 新湊地区 大門・大島地区

背景

- 基本方針における第3次目標は令和7年度までを期限としているため、令和8年度をを開始年度とする第4次整備目標の策定に向けて、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」を開催し、**学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただき**ながら検討を進め、最終とりまとめを整理した。

（第12回：令和6年5月30日、第13回：令和6年10月16日、第14回：令和7年3月26日、第15回：令和7年5月30日）

第4次目標の設定に向けた見直しの視点

- ・第3次目標では、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、聴覚障害及び知的・精神・発達障害にかかるバリアフリー進捗状況の見える化や「心のバリアフリー」の推進等を図ることに留意しつつ、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定している。
- ・国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要があることから、**数値目標の引き上げや対象範囲の拡大**等の見直しを検討。
- ・また、主要課題として設定している「**基本構想等**」、「**心のバリアフリー**」、「**当事者参画**」については、本検討会等における議論を踏まえて、**新規項目の設定や見直しを行う**ことで、さらなる推進を図る。

目標期間

- ・第3次目標：令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間
- ・第4次目標：社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間等を踏まえ、第3次目標と同様、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの**5年間**とする。（※）

※ 感染症等による影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める。